

2021年10月1日

お客さまへ

株式会社 島根銀行

## 未利用口座管理手数料新設のお知らせ

島根銀行は、長期間ご利用のない口座（以下「未利用口座」という）が不正利用されることによる被害を防止するため、2022年1月1日（土）より普通預金規定等を改定し、下記のとおり、未利用口座管理手数料を新設します。また、対象となる口座の残高が未利用口座手数料に満たない場合は、自動解約となります。

なお、今回の改定により、改定日以前に開設されたお客さまも適用となります。

今後もお客さまに安心安全に口座を利用していただけるよう努めてまいりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 内容

対象口座	普通預金口座 ・インターネット普通預金、総合口座、決済性預金を含みます。 ・2021年12月30日以前に開設された口座を含みます。
未利用期間	最後の預入れまたは払戻しまたは通帳記帳から2年以上、預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない口座を対象とします。 未利用期間開始の基準となる日は以下の通りです。 ・2021年12月30日以前に開設された口座 …2022年1月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方 ・2022年1月1日以降に開設された口座 …最終異動日の翌日
その他条件	ただし、以下の口座は対象外となります。 ・該当未利用口座の残高が1万円以上である場合 ・同一支店で、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、保険契約等のお取引が1円以上ある場合 ・同一支店で、融資取引がある場合 ・その他当行が定める所定の場合
手数料金額	1,320円/年(税込)
未利用口座に対する取扱い	① 本手数料の対象となったお客様へは、お届けのご住所にご案内を送付します。 ② ご案内の発送後、一定期間を経過しても、取引がない場合に、当該口座から本手数料を引き落とします。 ③ 残高不足により本手数料の引落しが出来ない場合、残高全額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。

※利息付与、本手数料の引落しは、口座利用にあたるお取引に含みません。



利用口座管理手数料の引落しは除きます。) または通帳記帳から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない普通預金口座(総合口座を含みます)を未利用口座として取扱います。

(2)前項の未利用期間の起算日は次の通りとします。

①2021年12月30日までに開設された口座…2022年1月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

②2022年1月1日以降に開設された口座…最終異動日の翌日

## 2. (未利用口座管理手数料)

(1)預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します。なお、通知が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2)前項の通知を発信してから発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に別途定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。翌年以降も未利用口座である場合、同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

(3)次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。

①該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合

②同一支店で、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、保険契約等のお取引が1円以上ある場合

③同一支店で、融資取引がある場合

## 3. 口座の自動解約

(1)残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しができない場合、残金および利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、お客さまの口座残高以上のご負担はございません。

(2)前項による口座解約にともないお客さまに

	<p>生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3)未利用口座管理手数料のご返却、および解約となった口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</p>
--	---

以上